

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者さまへ

さらに延長!

つなぎ資金を斡旋します!

下記の要件を満たして町の斡旋を受けると、
取扱金融機関からの借入にかかる金利、保証料を町が負担します

注意：町が直接融資を行う制度ではありません。取扱金融機関や信用保証協会の事前審査があります

相談・申込
受付期間

2023年(令和5年) 3月31日まで

対象となる事業者の要件

- 新型コロナウイルス感染症の発生及び流行により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障があると認められる町内事業者で、直近1か月又は3か月の売上高が2019年又は2020年の同期(影響を受ける前)と比較して15%以上減少し、かつ今後も売上高の減少が見込まれる中小企業者
□売上高15%以上の減少を示す書面等が必要となります
※前年と比較できない事業者(業歴1年未満の場合)は、金融機関にご相談ください。
- 町税の滞納がない中小企業者

貸出条件

- 限度額 運転資金 300万円以内
- 償還期間 5年以内(うち1年以内の据え置き可)
- 利率 固定金利1.6%(利子の全額を町が負担)
- 信用保証 北海道信用保証協会の保証付き(保証料の全額を町が負担)

取扱金融機関/申込先

- 旭川信用金庫上富良野支店、空知商工信組富良野支店

融資をご検討の場合、まずは金融機関に!

そのほかの詳細はこちらまで

上富良野町役場企画商工観光課 TEL 45-6983